

 県 章	<h1>三重県公報</h1>	令和7年12月26日 (金)	
		第 681 号	
毎週火・金曜日発行			
<b>目 次</b>			
(番号)	(題 名)	(担当) (頁)	
<b>規 則</b>			
72	三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則  病院事業庁管理規程	(大気・水環境課) 3	
14	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁) 3	
<b>告 示</b>			
859	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課) 4	
860	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同) 4	
861	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同) 5	
862	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同) 5	
863	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同) 5	
864	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同) 6	
865	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同) 7	
866	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同) 7	
867	保安林の指定施設要件の変更に係る通知	(治山林道課) 7	
868	同件	(同) 8	
869	三重県指定希少野生動植物種の指定を解除する旨	(みどり共生推進課) 9	
870	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課) 9	
871	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同) 10	
<b>選 管 告 示</b>			
96	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会) 10	
97	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同) 10	
98	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同) 10	
<b>公 告</b>			
農用地利用集積等促進計画の認可 (扱い手支援課) 11			
同件 (同) 11			
第13次鳥獣保護管理事業計画の変更 (獣害対策課) 12			
第二種特定鳥獣管理計画(三重県ツキノワグマ管理計画)の策定 (同) 12			
建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 (建築開発課) 12			

開発行為に関する工事の完了

( 建 築 開 発 課 ) 12

## 規 則

## 規

三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月二十六日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 三重県規則第七十二号

## 三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

三重県小規模水道条例施行規則（昭和四十一年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（確認申請書の記載事項及び添付書類等）	（確認申請書の記載事項及び添付書類等）
第二条（略）	第二条（略）
2 5 2 5 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「検査方法告示」という。）によつて行うものとする。	2 5 2 5 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「検査方法告示」という。）によつて行うものとする。
（水質検査）	（水質検査）
第八条 条例第十条第一項の規定による定期の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。	第八条 条例第十条第一項の規定による定期の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。
一（略）	一（略）
二 おおむね二箇月ごとに行う基準の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、基準の表中一の項二の項、三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行つ必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。	二 おおむね二箇月ごとに行う基準の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、基準の表中第一号の項、第二号の項、第三十八号の項及び第四十六号の項から第五十一号の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行つ必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。
2 2 5 6 2 2 6 （衛生上の措置）	2 2 5 6 2 2 6 （衛生上の措置）
第十条（略）	第十条（略）
2 2 前項第二号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成十五年厚生労働省告示第三百十八号）によるものとする。	2 2 前項第二号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成十五年厚生労働省告示第三百十八号）によるものとする。

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年十二月二十六日

三重県病院事業庁長 河合 良之

## 三重県病院事業庁管理規程第十四号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に替線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																									
別表第1(第12条関係) こころの医療センター (1) (略) (2) 看護業務に従事する者(医療福祉業務に従事する者を含む。)				別表第1(第12条関係) こころの医療センター (1) (略) (2) 看護業務に従事する者(医療福祉業務に従事する者を含む。)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th><th>区分</th><th>始業時刻</th><th>終業時刻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">病棟</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>変則9</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>変則10</td><td>午後4時30分</td><td>午前9時15分</td><td></td></tr> </tbody> </table>				部門	区分	始業時刻	終業時刻	(略)	(略)	(略)	(略)	病棟	(略)	(略)	(略)	変則9	(略)	(略)	変則10	午後4時30分	午前9時15分		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th><th>区分</th><th>始業時刻</th><th>終業時刻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">病棟</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>変則9</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				部門	区分	始業時刻	終業時刻	(略)	(略)	(略)	(略)	病棟	(略)	(略)	(略)	変則9	(略)	(略)				
部門	区分	始業時刻	終業時刻																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																										
病棟	(略)	(略)	(略)																																										
	変則9	(略)	(略)																																										
	変則10	午後4時30分	午前9時15分																																										
部門	区分	始業時刻	終業時刻																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																										
病棟	(略)	(略)	(略)																																										
	変則9	(略)	(略)																																										
(3)・(4) (略)				(3)・(4) (略)																																									

## 附 則

本管理規程は、令和8年1月1日から施行する。

## 告 示

## 三重県告示第859号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和7年12月26日

## 三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	指定年月日
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	居宅療養管理指導	令和7年10月1日
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	介護予防居宅療養管理指導	令和7年10月1日
(有)かわはしあわはし薬局員弁店	いなべ市員弁町畑新田西垣内520-4	居宅療養管理指導	令和7年8月1日
(有)かわはしあわはし薬局員弁店	いなべ市員弁町畑新田西垣内520-4	介護予防居宅療養管理指導	令和7年8月1日

## 三重県告示第860号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年12月26日

## 三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
T o . U . R デイサービス	多気郡多気町油夫372番地1	通所介護	名称	T o . U . R デイサービス	お茶の間デイサービスあしすと	令和7年11月1日
T o . U . R デイサービス	多気郡多気町油夫372番地1	通所型サービス(独自)	名称	T o . U . R デイサービス	お茶の間デイサービスあしすと	令和7年11月1日
こごみ居宅介護支援事業所	四日市市南小松町615-13	居宅介護支援	所在地	四日市市南小松町615-13	四日市市篠川三丁目141-3	令和7年4月1日

ヘルパーステーションくるみ	四日市市南小松町 615-13	訪問介護	所在地	四日市市南小松町 615-13	四日市市笹川三丁目 141-3	令和7年4月1日
ヘルパーステーションくるみ	四日市市南小松町 615-13	訪問型サービス(独自)	所在地	四日市市南小松町 615-13	四日市市笹川三丁目 141-3	令和7年4月1日
田中訪問看護ステーション	伊勢市曾祢一丁目 7番9号	訪問看護	所在地	伊勢市曾祢一丁目 7番9号	伊勢市曾祢一丁目 6番1号	令和7年10月1日
田中訪問看護ステーション	伊勢市曾祢一丁目 7番9号	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市曾祢一丁目 7番9号	伊勢市曾祢一丁目 6番1号	令和7年10月1日
アスケア訪問入浴四日市	四日市市栄町 6番5号	訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 四日市	アサヒサンクリーン在宅介護センター四日市	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴四日市	四日市市栄町 6番5号	介護予防訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 四日市	アサヒサンクリーン在宅介護センター四日市	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴津	津市東丸之内 26-14	訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 津	アサヒサンクリーン在宅介護センター津	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴津	津市東丸之内 26-14	介護予防訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 津	アサヒサンクリーン在宅介護センター津	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴松阪	松阪市立田町 279-2	訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 松阪	アサヒサンクリーン在宅介護センター松阪	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴松阪	松阪市立田町 279-2	介護予防訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 松阪	アサヒサンクリーン在宅介護センター松阪	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴伊勢	伊勢市神久 5丁目 8-45 さくらビル1階	訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 伊勢	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊勢	令和7年11月22日
アスケア訪問入浴伊勢	伊勢市神久 5丁目 8-45 さくらビル1階	介護予防訪問入浴介護	名称	アスケア訪問入浴 伊勢	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊勢	令和7年11月22日

## 三重県告示第 861 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 26 日

## 三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	廃止年月日
訪問看護ステーション夢眠よっかいち	四日市市滝川町 13-3	訪問看護	令和7年2月28日
訪問看護ステーション夢眠よっかいち	四日市市滝川町 13-3	介護予防訪問看護	令和7年2月28日
訪問看護ステーション夢眠すずか	鈴鹿市南玉垣町 6507-1	訪問看護	令和7年2月28日
訪問看護ステーション夢眠すずか	鈴鹿市南玉垣町 6507-1	介護予防訪問看護	令和7年2月28日

## 三重県告示第 862 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 26 日

## 三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	休止年月日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森 2 丁目 2 番 1 号	訪問入浴介護	令和7年11月1日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森 2 丁目 2 番 1 号	介護予防訪問入浴介護	令和7年11月1日

## 三重県告示第 863 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和7年12月26日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	居宅療養管理指導	令和7年10月1日
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	介護予防居宅療養管理指導	令和7年10月1日
（有）かわはし かわはし 薬局 員弁店	いなべ市員弁町畑新田西垣内520-4	居宅療養管理指導	令和7年8月1日
（有）かわはし かわはし 薬局 員弁店	いなべ市員弁町畑新田西垣内520-4	介護予防居宅療養管理指導	令和7年8月1日

## 三重県告示第864号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年12月26日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
T o . U . R デイサー ビス	多気郡多気町 油夫372番地1	通所介護	名称	T o . U . R デイ サービス	お茶の間デイサ ービスあしすと	令和7年 11月1日
T o . U . R デイサー ビス	多気郡多気町 油夫372番地1	通所型サー ビス（独自）	名称	T o . U . R デイ サービス	お茶の間デイサ ービスあしすと	令和7年 11月1日
こごみ居宅介護支援 事業所	四日市市南小 松町615-13	居宅介護支 援	所在地	四日市市南小松 町615-13	四日市市 笹川三 丁目141-3	令和7年 4月1日
ヘルパーステーショ ンくるみ	四日市市南小 松町615-13	訪問介護	所在地	四日市市南小松 町615-13	四日市市 笹川三 丁目141-3	令和7年 4月1日
ヘルパーステーショ ンくるみ	四日市市南小 松町615-13	訪問型サー ビス（独自）	所在地	四日市市南小松 町615-13	四日市市 笹川三 丁目141-3	令和7年 4月1日
田中訪問看護ステー ション	伊勢市曾祢一 丁目7番9号	訪問看護	所在地	伊勢市曾祢一丁 目7番9号	伊勢市曾祢一丁 目6番1号	令和7年 10月1日
田中訪問看護ステー ション	伊勢市曾祢一 丁目7番9号	介護予防訪 問看護	所在地	伊勢市曾祢一丁 目7番9号	伊勢市曾祢一丁 目6番1号	令和7年 10月1日
アスケア訪問入浴 四日市	四日市市栄町 6番5号	訪問入浴介 護	名称	アスケア訪問入 浴 四日市	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター四日市	令和7年 11月22日
アスケア訪問入浴 四日市	四日市市栄町 6番5号	介護予防訪 問入浴介護	名称	アスケア訪問入 浴 四日市	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター四日市	令和7年 11月22日
アスケア訪問入浴 津	津市東丸之内 26-14	訪問入浴介 護	名称	アスケア訪問入 浴 津	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター津	令和7年 11月22日
アスケア訪問入浴 津	津市東丸之内 26-14	介護予防訪 問入浴介護	名称	アスケア訪問入 浴 津	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター津	令和7年 11月22日
アスケア訪問入浴 松阪	松阪市立田町 279-2	訪問入浴介 護	名称	アスケア訪問入 浴 松阪	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター松阪	令和7年 11月22日
アスケア訪問入浴 松阪	松阪市立田町 279-2	介護予防訪 問入浴介護	名称	アスケア訪問入 浴 松阪	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター松阪	令和7年 11月22日

					ンター松阪	
アスケア訪問入浴 伊勢	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さ くらビル 1 階	訪問入浴介 護	名称	アスケア訪問入 浴 伊勢	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター伊勢	令和 7 年 11 月 22 日
アスケア訪問入浴 伊勢	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さ くらビル 1 階	介護予防訪 問入浴介護	名称	アスケア訪問入 浴 伊勢	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター伊勢	令和 7 年 11 月 22 日

## 三重県告示第 865 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 26 日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問看護ステーション夢眠 よっかいち	四日市市滝川町 13-3	訪問看護	令和 7 年 2 月 28 日
訪問看護ステーション夢眠 よっかいち	四日市市滝川町 13-3	介護予防訪問看護	令和 7 年 2 月 28 日
訪問看護ステーション夢眠 すずか	鈴鹿市南玉垣町 6507-1	訪問看護	令和 7 年 2 月 28 日
訪問看護ステーション夢眠 すずか	鈴鹿市南玉垣町 6507-1	介護予防訪問看護	令和 7 年 2 月 28 日

## 三重県告示第 866 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 26 日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森 2 丁目 2 番 1 号	訪問入浴介護	令和 7 年 11 月 1 日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森 2 丁目 2 番 1 号	介護予防訪問入浴介護	令和 7 年 11 月 1 日

## 三重県告示第 867 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所及び大台町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

松本 修一、松本 一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町下滝野字大ホリ 1612、1612 の 1、1612 の 2、1619、1620、1622、1623

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

笹野 高男

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町栗谷字余谷 965

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 868 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 通知することができない者の氏名

宇佐美 花

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市東台町 1516、1517

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 869 号

三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号）第 18 条第 10 項の規定により、同条第 1 項の規定により三重県指定希少野生動植物種に指定した次の野生動植物の種の指定を令和 7 年 12 月 26 日付で解除したので、同条第 11 項において準用する同条第 8 項の規定により告示するとともに、三重県指定希少野生動植物種の指定をする旨（平成 16 年三重県告示第 403 号。以下「指定告示」という。）の一部を次のとおり改正し、公布の日から施行します。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 指定を解除する三重県指定希少野生動植物種

- (1) ツキノワグマ
- (2) ハクセンシオマネキ

## 2 指定告示の一部改正

1 の表中ツキノワグマの項及びハクセンシオマネキの項を削る。

## 三重県告示第 870 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 津久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居北口町字壱丁田 2659 番 2 地先から 津市久居寺町 1225 番 3 地先まで	旧	0.7～20.0	1337.5

## 第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 津久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居北口町字洗ヶ瀬 893 番 23 地先から 津市久居北口町字野中 34 番 2 地先まで	新	12.0～37.1	627.3

## 第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町檜原字ヒワラ 465 番 1 地先内	旧	16.9～19.9	4.7
	新	16.5～17.0	4.7

## 第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 檜原大内山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町檜原字ヒワラ 465 番 1 地先内	旧	16.9～19.9	4.7
	新	16.5～17.0	4.7

## 三重県告示第 871 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 12 月 26 日

## 三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字大吉鍛治谷 1558 番 20 地先から 鳥羽市浦村町字大吉御堂後 1552 番 6 地先まで	令和 7 年 12 月 26 日

## 選管告示

## 三重県選挙管理委員会告示第 96 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 12 月 26 日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
老人ホーム (略) (略)	老人ホーム (略) (略)
津市豊が丘五丁目47番 軽費老人ホームケアハ 6号 ウスベタニヤハウス	津市豊が丘五丁目47番 軽費老人ホームケアハ 6号 ウスベタニヤハウス
	津市久居井戸山町707 特別養護老人ホーム芹 番地の3 の里
(略) (略)	(略) (略)

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 三重県選挙管理委員会告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 88 号は、廃止します。

令和 7 年 12 月 26 日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

50 分の 1 の数 28,600

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 278,746

## 三重県選挙管理委員会告示第 98 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 89 号は、廃止します。

令和 7 年 12 月 26 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名	3分の1の数
津 市	73,210
四 日 市 市	83,523
伊勢市・鳥羽市	38,214
松 阪 市	42,780
桑名市・桑名郡	38,786
鈴 鹿 市	52,285
名 張 市	20,762
東 紀 州	17,840
亀 山 市	12,989
いなべ市・員弁郡	18,852
志 摩 市	12,816
伊 賀 市	22,587
三 重 郡	18,080
多 気 郡	12,399
度 会 郡	11,537

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年12月26日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	7筆
玉城町	4筆

## 2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年12月26日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年12月26日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	543筆
いなべ市	40筆
木曽岬町	128筆
東員町	209筆
鈴鹿市	104筆
亀山市	55筆
津市	645筆
松阪市	1241筆
多気町	452筆

伊勢市	69 筆
玉城町	48 筆
志摩市	17 筆
度会町	121 筆
南伊勢町	6 筆
伊賀市	699 筆
名張市	70 筆
熊野市	17 筆
御浜町	8 筆
紀宝町	14 筆

## 2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 12 月 26 日

第 13 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

第二種特定鳥獣管理計画（三重県ツキノワグマ管理計画）を次のとおり策定しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

認 定 年 月 日	一敷地内認定建築物の認定	
	認 定 年 月 日	対 象 区 域
令和 7 年 12 月 2 日	昭和 56 年 7 月 8 日	いなべ市大安町大井田字東山 1500 ほか 5 筆

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 12 月 17 日	員弁郡東員町大字長深字乗鞍 3957-3 ほか 1 筆	三重郡川越町大字豊田 99-1 ピアハイム 203 廣田 雄士

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---